

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和2年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 (1) 予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（市政推進室） (2) 高齢者施設等の新規入所者を対象としたPCR検査事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（高齢者支援課） (3) 妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（保健センター） (4) ひとり親家庭等医療費助成金支給事務の変更について（児童家庭課） (5) 重度心身障がい者医療費助成金支給事務の変更について（障がい者支援課） (6) 勤労青少年ホームの利用に関する事務の委託に係る個人情報保護措置について（生涯学習課）
日 時	令和3年3月24日（水）午前9時30分から午前11時まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子
事務局等	実施機関 宮澤 一弥（総務部長）、大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）、岡田 勇貴（市政推進室主幹）、森本 晃司（市政推進室主査）、綱藤 佳太（市政推進室主任主事）、大月 聡（高齢者支援課長）、池田 亜由美（保健センター長）、藤原 菜穂子（保健センター母子保健係技師）、田中 道男（児童家庭課長補佐）、永谷 譲（児童家庭課児童給付係長）、伊原 誠宏（障がい者支援課長補佐）、佐田 徹（障がい者支援課障がい者福祉係長）、安藤 剛行（生涯学習課長）、須田 雅也（生涯学習課生涯学習振興係主任主事） 事務局 宮澤 一弥（総務部長）、大久保 貞則（総務部次長兼総務課長）、高谷 亮介（総務課庶務係長）、出井 孝明（総務課庶務係主任主事）
傍 聴 者	無し
議 事	
令和2年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次の	

とおりであります。

個人情報取扱事務について（公開）

報告事項

(1) 予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（市政推進室）

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 収集項目の個人識別符号とは、何か。

岡田主幹 野田市で使用している宛名番号を指します。

玉真委員 宛名番号とは、何か。個人番号とは、異なるのか。また、予診票等に記載されない理由は何か。

森本主査 宛名番号とは、野田市の行政システム上で個人を特定するためのもので、個人番号、いわゆるマイナンバーとは異なります。この宛名番号は、システム登録の際に個人を特定する情報として収集しようとするもので、行政側の事務においてのみ用いるため予診票等には記載しておりません。

玉真委員 収集項目に「DV等避難事例に関する情報」とあるところ、予診票等には、避難事例に関する情報は、載っていないが、どのように収集するのか

森本主査 現時点では、国から正式に取り扱いについて示されておりませんが、発送事務の際に住所地以外への送付を希望される場合等が想定されますので、登録簿に記載しており、関係課から収集することを想定しています。

松本委員 種々の予防接種があるかと思うが、予防接種対象者台帳というのは、元々それらを管理していたものか。

岡田主幹 そのとおりです。

松本委員 それは、健康管理システムに含まれているということか。

岡田主幹 そのとおりです。

松本委員 宛名番号は、健康管理システムで付与されるものか。

森本主査 野田市民として住民登録がされると一人に一つ宛名番号が付与されます。

市の各システムにおいてその宛名番号に基づいてデータ管理をしておりますが、今回のワクチン接種記録システムについては、住民票上のデータと健康管理システム上で管理することになる接種に関するデータを、二つを合わせた状態で登載するため、宛名番号で該当データを特定しようとするものです。

高橋委員 DV等被害で市外に出た場合、どのような取扱いになるか。

森本主査 基本的な取扱いとしては、住所地がワクチン接種の責任主体となりますが、具体的な方法に関する通知がない状態なので、現時点では、詳細が詰められていないのが実情です。

岡田主幹 国の方からDV避難をされている方に対しては、配慮する旨通知が出ているものの、具体的な運用までは示されていないため、今後運用が示されたときに対応できるように準備しております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ登録簿及び保護措置報告書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(2) 高齢者施設等の新規入所者を対象としたPCR検査事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について(高齢者支援課)

担当者から概要の説明を受けた。

高橋委員 性別情報は収集しないか。

大月課長 性別は、検査に関係ないため、収集しません。

玉真委員 代理人には、成年後見人も含まれるということだが、成年後見人は、必ずしも家族に限らないため、収集項目を家族情報とするのではなく、もう少し幅を広げるべきではないか。

事務局 項目として、「代理関係を示す情報」を追加します。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案及び保護措置報告書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(3) 妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について(保健センター)

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 医療機関委託新生児聴覚スクリーニング検査受診票に「単・多」とあるのは何か。

池田センター長 胎児が多胎児かそうでないかを示すものです。

玉真委員 同じく受診票では、産婦氏名と乳児氏名を記入させているので、収集項目として家族情報をいれるべきではないか。

池田センター長 そのようにします。

玉真委員 DV避難者から健康診査の申込みがあった場合はどうするか。

池田センター長 担当課への確認、居住実態の確認や、公的機関から出されている何らかの証明等で事実確認をし、交付をしております。

松本委員 そのような情報を収集するのは、DV被害について本人の申出があつてからか、それともあらかじめ収集するということか。

池田センター長 本人の申出があつてからです。

玉真委員 収集項目に「DV等避難事例に関する情報」を入れるべきではないか。

事務局 DVの被害者に配慮するという事は、関わりのあるあらゆる事務においてももちろん行っているところですが、主な収集項目とまでは言えません。先ほどのワクチンのように特に国や県から特記事項や通知が出ている場合には、登録簿に記載するという整理にしたいと考えております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案及び保護措置報告書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(4) ひとり親家庭等医療費助成金支給事務の変更について (児童家庭課)

担当者から概要の説明を受けた。

(5) 重度心身障がい者医療費助成金支給事務の変更について (障がい者支援課)

担当者から一括して報告を受けた。

玉真委員 助成に所得要件はあるか。

田中課長補佐 ひとり親家庭等医療費助成金について、所得制限があります。国が実施している児童扶養手当と同じ所得制限を設けています。

伊原課長補佐 重度心身障がい者医療費助成金も同じ条件です。

玉真委員 収集先について重度心身障がい者医療費助成金支給事務では、国保年金課が記載されているが、ひとり親家庭等医療費助成金支給事務にはない。記載を統一すべきではないか。また、所得制限の調査であれば課税課のみで構わないのではないか。

田中課長補佐 ひとり親家庭等医療費助成金支給事務においても、重度心身障がい者医療費助成金支給事務と同様に、高額療養費の限度額認定との重複の有無を確認するために国保年金課を記載する必要がありますので、収集項目に追加します。

玉真委員 ひとり親家庭等医療費助成金支給事務の収集先に障がい者支援課は入らないのか。

田中課長補佐 重度心身障がい者医療費助成金支給についての情報は、児童家庭課では、収集しない事務設計にしております。

玉真委員 所得要件の調査に際して、国保年金課に調査をすることはないか。

田中課長補佐 ありません。

須賀会長 ひとり親家庭等医療費助成金支給事務の収集項目に犯罪関係があるのはなぜか。

田中課長補佐 離婚をしていなくても、配偶者が一年以上拘禁されている場合、ひとり親とみなされるという要件があります。その確認に必要であるため収集しています。

松本委員 婚姻していても生計を一としていない場合、ひとり親とみなされるか。

田中課長補佐 婚姻中のひとり親認定の要件があり、配偶者の拘禁、失踪あるいは政令の定める以上の障がいがある場合となっております。

須賀会長 別居調停の場合はどうか。

田中課長補佐 離婚をしていない場合は、対象となりません。

玉真委員 重度心身障がい者医療費助成金支給事務にも収集項目として資産、振込口座を入れるべきではないか。

伊原課長補佐 重度心身障がい者医療費助成金支給事務においては、税情報のみで資産は収集していないため、こちらは、チェックを入れておりません。振込口座は、還付先として照会しておりますので追加します。

須賀会長 個人番号はどうか。

伊原課長補佐 重度心身障がい者医療費助成金支給事務では、個人番号は収集しておりません。

玉真委員 ひとり親家庭等医療費助成金支給事務では、個人番号が収集項目であるが、重度心身障がい者医療費助成金支給事務では、収集項目としていない理由は何か。

田中課長補佐 ひとり親家庭等医療費助成金支給事務では、国の情報連携システムを利用するときを使用するために収集しております。

伊原課長補佐 重度心身障がい者医療費助成金支給事務は、情報連携の事務に入っていないため、こちらでは、収集項目としておりません。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

(6) 勤労青少年ホームの利用に関する事務の委託に係る個人情報保護措置について（生涯学習課）

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ保護措置報告書のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上